

社会資本整備審議会河川分科会（第14回）

平成16年6月14日（月）

【事務局】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第14回社会資本整備審議会河川分科会を開催いたします。

私、事務局を務めさせていただきますでございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、会議に先立ちまして、ご報告でございますが、本日の第1の議題でございます「石狩川等4水系に係る河川整備基本方針の策定について」を調査審議するため、臨時委員として、石狩川水系に関して、安倍川水系に関して、芦田川水系に関して、遠賀川水系に関して にお願いたし、本日はそれぞれ代理の方に出席していただいておりますので、ご報告を申し上げます。

本日の出席状況でございますが、委員は急遽ご欠席というご連絡がございまして、14名の委員及び臨時委員のご出席をいただいております。河川分科会委員総数の3分の1以上に達しておりますので、本分科会が成立していることをまずご報告申し上げます。

なお、第2の議題でございます「河川敷地占用許可準則の見直し方針はいかにあるべきか」を調査審議するため、委員、委員、委員及び委員の4名の専門委員の方々に後ほどご出席いただく予定にしております。

引き続きまして、お手元に配付しております資料のご確認をお願いいたします。

議事次第の下に委員名簿、それから配席表が2種類ございます。その後に資料目次がついてございますが、河川整備基本方針の検討小委員会報告関係が資料1-1から資料1-3まで。その下に、石狩川水系等の河川整備基本方針（案）が4つ、資料2-1から資料2-4までございます。さらにその次に、それぞれの河川につきましの河川整備基本方針と従前の工事实施基本計画との対比表が資料3-1から資料3-4までございます。それから、河川敷地占用許可準則の見直し方針の関係で7種類、資料4-1から資料4-7までございます。最後に、参考資料として参考資料1から参考資料3までございます。もし資料に不備がございましたら、事務局までお申しつけいただきたいと思います。

それでは、最初に、よりごあいさつを申し上げます。

【事務局】 第14回目の河川分科会に先立ちまして簡単に、日ごろの御礼も含めましてごあいさつをさせていただきたいと思います。

きょうは、今、司会のほうから話がありましたように、石狩川等4水系の検討小委員会での検討報告、それから、これについての分科会としての決定をお願いしたいと思うわけでございます。それから、新しく2水系について準備を進めておりますので、その話もさせていただきます。後半は、河川敷地占用許可準則の見直し方針についてでございますが、きょうは実質的に3回目の話になるかと思えます。前半の河川整備基本方針に関するところは河川の行政の根本にかかわるところでございます。河川敷地の占用許可準則につきましては、管理につきましているいろいろなご意見を前回もいただきましたが、一口に受け身の許可であるということばかりではなくて、川の365日に対応していくために世の中の流れに合った形の新しい占用許可準則にしていきたいということでありまして、平成11年以降の見直しということになっております。先週、景観緑3法が可決いたしまして、年内に施行される運びになると思えますが、こういう景観に対する物の考え方、それから、地域再生ということが言われておりますが、その中でも、いわゆる規制の緩和を含めた、地域それぞれのところに特徴を出していくという意味で、後半の話も非常に重要な課題と認識しております。先生方のいろいろなご指導、ご意見をぜひたくさん賜りまして、私どもの行政に反映してまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

【事務局】 それでは、分科会長、よろしく願いいたします。

【分科会長】 本日は、委員の皆様にはご多用のところ、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の第1議題は、「石狩川等4水系に係る河川整備基本方針の策定について」でございます。

本件は、平成16年2月25日付で国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に付議されまして、同年3月11日付で同会長から河川分科会長に付託されたものでございます。これを受けて、当分科会として、効率的かつ密度の濃い審議を行うことが必要と判断し、河川分科会運営規則に基づき、当分科会に設置した河川整備基本方針検討小委員会でご審議をいただきました。小委員会での審議の経過及び結果につきまして、委員長よりご報告をお願いいたしたいと思えます。

【委員長】 でございますが、河川整備基本方針検討小委員会の報告及び結果についてご報告申し上げます。

資料 1 - 1 に基づきまして、そのほか補足として、本日は、補足資料（その 1）（その 2）等を用意しておりますが、これに基づいてご説明申し上げます。

石狩川水系、安倍川水系、芦田川水系、遠賀川水系の各河川整備基本方針を議論するため、3月17日、3月30日、4月16日、5月11日の4回にわたり小委員会を開催いたしました。小委員会には、各河川に詳しい河川工学の専門家及び地元の有識者の方も加わり、地元実情を踏まえた活発な意見交換がなされ、各河川の整備の方針について議論をしていただきました。メンバー表は、資料 1 - 1 の最後の 6 ページにございます。

今回、石狩川等 4 水系の河川整備基本方針案について議論する過程において、今回の 4 水系だけでなく、他水系にもかかわる議論が幾つかなされました。その議論の内容を紹介するため、4 回の小委員会で事務局より出された資料の幾つかを補足資料として本日お示しします。これら補足資料の内容は、将来、河川整備基本方針の策定に当たっての基準化を念頭に置きつつも、4 水系の基本方針を作成するために現時点での考え方を整理したものでございます。今後とも他水系での議論も積み重ねながら、考え方を整理し、検討を進めてまいりたいと考えております。

まず第 1 点でございますが、河川整備基本方針の記載の考え方についてでございます。前回の阿武隈川等 3 水系の審議において、河川整備基本方針で記述すべき内容及び方針、とりわけ河川整備計画とどのように書き分けるべきかを念頭に置いて整理すべきではないか、との指摘がございました。

それを受けまして、石狩川を事例として、資料 1 - 2 と補足資料（その 1）でございますが、その考え方を整理いたしました。

資料 1 - 2 の 1 - 1 ページをごらんください。主なポイントはアンダーラインが引いてありますが、河川整備基本方針は、達成すべき長期的な河川整備の目標を定めるものであり、水系全体や河川の主要区間のあるべき水準やあるべき姿の骨格という基本的事項を定めるものと整理しました。そのため、記載すべき事柄として、河川整備を行う背景、河川整備の目標、その実現に向けた対処方針（考え方、方法、配慮事項）などの基本的な事柄を記載することとし、さらに水系単位で策定されることもあり、河川ごとの特徴的な事柄についても極力特筆するよう努めることといたしました。

また、次のページ、1 - 2 ページの左上に参りますが、治水については、基本高水、計画高水流量、河道と洪水調節施設への流量配分、その結果として示される川幅、計画高水位を、利水については、水利秩序を形成する基本量である正常流量を規定することとし、

環境については、利用と保全に関する基本的な考え方等を規定することとしました。

一方、河川整備計画については、前のページに戻りまして、右側になりますが、当面実施される具体整備のアクションプログラムという性格であることから、河川の整備と保全の具体的な実施内容を定めるものとしたしました。このため、計画期間や目標を設定し、事業実施内容として、具体的な場所、施設諸元等を定めるとともに、関係住民の理解と協力が得られるよう、よりわかりやすくその内容を記載する工夫をしていくこととしたしました。

これらの整理をした上で、各水系における特徴や課題を整理し、各水系ごとに具体的な記載について審議していくこととしたしました。

次に、河川整備基本方針を受けた河川整備計画では、個別事業の整備内容を位置づけませんが、それだけでなく、当面の河川管理の全体像として整理すべき事柄もあるはずであり、その点についても記述すべきではないか、とのご意見がありました。

これにつきましては、例えば河川環境における空間管理については、その全体像の整理が必要であることから、その旨を河川整備基本方針に記述していくこととしたしました。

具体的には、資料 3 - 1 の石狩川水系河川整備基本方針（案）対比表の 13 ページでございます。右側の上から 3 行目からの、「流域の自然的・社会的状況を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理等の目標を定め、地域と連携しながら川づくりを推進する」との記述を各水系共通で記述することとしたしました。

総論の 2 点目でございますが、支川の計画基準地点の取り扱いについてでございます。重要な支川については、本川と同様に計画基準地点を設けて取り扱うことが必要なのではないか、とのご意見ございました。

これについては、資料 1 - 2 の 2 - 1 ページでございます。その考え方を整理いたしました。資料 1 - 2 の 2 - 3 ページにその方針が記されておりますが、その支川が水系全体から見て重要な支川の場合には、計画基準点を河川整備基本方針に記載し、基本高水のピーク流量、河道と洪水調節施設への配分等を記載することとしたしました。また、その基準として支川単独でも一級水系として考えられる規模を一つの目安としますが、具体的には各水系の河川整備基本方針の策定において水系全体からの重要性等を個々に検討していくこととしたしました。

今回の審議対象である石狩川水系においては、これを受けて雨竜川等の重要な支川に新たに計画基準地点を設けた計画としたしました。具体的には、先ほどの資料 3 - 1 の石狩

川水系河川整備基本方針（案）対比表の16ページ以降をごらんいただくと、従前の工事実施基本計画において記載しておりました空知川、豊平川に加えて、雨竜川、幾春別川、夕張川、千歳川について、支川の基準地点としての記載をすることといたしました。

総論の3点目でございますが、ハイドログラフの取り扱いについてでございます。ご承知のように、洪水現象は時間の経過とともに流量が急激に増大して最大値に達した後、減水する経過をたどります。これを時間軸と流量軸のグラフにあらわしたものを、ハイドログラフ、または洪水流量曲線と呼んでおります。河川整備基本方針においては、このハイドログラフに係る情報をもっと考慮していくべきではないか、とのご意見がございました。

これにつきましては、資料1-2の3-1ページでございます。河川整備基本方針では、管理の実務上、ハイドログラフよりも最大時の流量そのものが重要であることから、基本高水のピーク流量や計画高水流量を定めております。一方、ダム、遊水地等の洪水調節施設の容量を算定する際にはハイドログラフが必要となりますが、河川整備基本方針の段階においては、それらの具体的な容量等を決定するものではないため、ハイドログラフを規定しておりません。また、洪水予報、警戒避難、水防活動など、洪水の時間的変化の情報が重要であることから、基本高水のピーク流量を決定した際のハイドログラフも一つの大きな情報ですが、河川整備基本方針の段階においては、具体的なソフト対策を決定するものではないため、ハイドログラフを規定していません。しかしながら、それらソフト対策においては、過去の降雨や洪水等を考慮して実施していくべきものであることから、河川整備基本方針に「既往洪水の実績等も踏まえ……」との記述を新たに入れることにいたしました。

具体的には、例えば資料3-1の石狩川水系河川整備基本方針（案）対比表の12ページの右側の5行目に、「既往洪水の実績等も踏まえ」との文言を書き加えることといたしました。また、安倍川など他の3水系についても、同様の記述を書き加えました。

総論の4点目は、正常流量の設定の考え方についてであります。流況が悪く、しかもダム建設が困難であるために正常流量の確保が困難である河川、今回の審議対象の遠賀川がこれに当たりますが、そのような河川において正常流量を設定することについて、その設定の考え方を整理すべきではないか、とのご意見がございました。

これについては、資料1-2の4-1ページのとおり、その考え方を整理いたしました。資料1-2の4-1ページをごらんください。

正常流量は、動植物の保護等を考慮し、利水流量もあわせて確保するために必要な流量

であって、低水管理上の目標として定めるものであります。しかしながら、各水系の特性を踏まえつつ正常流量の安全度の向上に努めていくことは重要なことであり、河川整備基本方針においても、水資源の合理的な利用促進、既存ダムを活用に加え、必要に応じてダムや堰からの補給によりその確保に努める旨の記載を各水系ごとに検討していくこととしました。

この整理に従い、遠賀川水系においては、毎秒10トンという正常流量を設定いたしました。

次に、各河川ごとの議論を紹介いたします。

まず石狩川水系ですが、千歳川放水路から今回の治水計画への変更について、その考え方や締切水門の必要性の有無などの整理をきちんとすべきではないか、とのご意見がございました。

従前、石狩川の支川千歳川の治水対策として、千歳川の洪水を太平洋側へ流す千歳川放水路が計画されておりました。この放水路事業については、各種団体等からさまざまなご意見が出され、事業を進めることができない状態が続いたことから、一度白紙に戻って見直すこととし、北海道と北海道開発局との共同で設置した委員会において検討を進めてきました。

その結果、千歳川放水路計画にかわる方法として、内水被害軽減効果等に課題があるものの、実行可能性や早期効果発現等を勘案し、堤防強化（遊水地併用）案を採択すべきとの提言を平成14年3月にいただきました。今回の河川整備基本方針では、この堤防強化（遊水地併用）案を前提に千歳川の治水計画の変更を行うことといたしました。

治水計画に係る以上のような経緯や内容については、資料1-3の千歳川の治水計画の考え方として整理いたしました。

次に、旧川の自然環境は重要であるが、現状では必ずしも良好な自然環境ではなく、水質問題がある箇所もあることも理解しておくべきではないか、とのご意見がございました。

これについては、旧川に係る記述のうち、水質の悪い旧川があることについても、概要において記述することといたしました。

具体的には、資料3-1の石狩川水系河川整備基本方針（案）対比表の8ページの右側の一番下の行に、「また、旧川等では水質の悪い箇所も見られる」と記述いたしました。

次に、石狩川は内水問題が大きいことから、十分な対応を行っていくべきではないか、とのご意見がございました。

これについては、石狩川の基準地点である石狩大橋における基本高水のピーク流量の中には、30分の1相当の内水排水量を見込む計画として設定することとしており、内水被害の著しい地域において関係機関と連携した内水対策を実施する旨を記述することといたしました。

具体的には、資料3-1の石狩川水系河川整備基本方針（案）の11ページの右側の5行目に、「広大な低平地における内水被害に対しては、その被害の著しい地域について、関係機関と連携を図りながら内水対策を実施する」と記述いたしました。

次に、安倍川水系について申し上げます。

土砂管理については、時間的、空間的な河床変動を考慮し、長期的な維持管理の視点からのモニタリングが重要ではないか、とのご意見がございました。

これについては、河床変動の時間的、空間的な予測を行うとともに、上下流を見据えた総合的な土砂管理計画の立案、河道堆積状況等の監視等を行う旨を記述することといたしました。

具体的には、資料3-2の安倍川水系河川整備基本方針（案）対比表の7ページの右側の5行目に、「上流からの土砂供給、河道への堆積状況、河道掘削に伴う海岸への影響等を監視・把握し、計画的な河道の掘削と適切な維持管理を行う。さらに、上下流を見据えた総合的な土砂管理計画を立案するため、効率的な維持管理のあり方や健全な流砂系の維持等を目的とした調査・研究に取り組み、河川管理に活用する」と記述いたしました。

次に、上流域の土砂崩壊に伴う大規模な災害への対応が重要な課題ではないか、とのご意見がございました。

これについては、ソフト対策の重要性の記述において、洪水ばかりでなく上流域の土砂崩壊による被害も想定した記述とすることといたしました。

具体的には、資料3-2の安倍川水系河川整備基本方針（案）対比表の同じく7ページの右側の下から5行目に、「洪水や上流における土砂崩壊等による被害を極力抑えるため、ハザードマップの作成支援、住民も参加した防災訓練など」云々と記述いたしました。

次に、洪水時に水流が左右に自由に運動するなどの河川が持つダイナミズムを考慮した河道計画とすることができないか、とのご意見がございました。

これについては、急流河川の特徴から、堤防の保全上必要となる低水護岸等の整備を行うつつ、河川が持つダイナミズムを考慮した河道計画であることの説明が事務局よりございました。

次に、芦田川水系についてご説明いたします。

下流域での水質改善が重要な問題であり、現在行われている芦田川河口堰の弾力的運用も含め、積極的に対応していくべきではないか、とのご意見がございました。

これについては、芦田川河口堰で現在行っている弾力的運用は限定的な条件のもとでの試行的なものであり、今後ともさらなる条件での試行を必要とすることなどから直接的な記述はしませんでした。今後、その改善も含めて関係機関等と一体となって水質改善に努めることを記述することといたしました。

また、水質問題に関連して、下流域ばかりでなく、八田原ダム上流域での畜産による水質汚濁は、長期的な視点からも重要な問題ではないか、とのご意見もございました。

これについては、水質改善対策として、水質汚濁の著しい下流の高屋川に加え、上流の八田原ダムへの流入支川における対策の重要性について記述することといたしました。

具体的には、資料 3 - 3 の芦田川水系河川整備基本方針（案）対比表の 10 ページ右側の 7 行目に、「水質汚濁の著しい下流域、支川高屋川及び八田原ダム貯水池への支川流入において、下水道等の関連事業、関係機関及び地域住民と一体となって改善に努める」と記述いたしました。

次に、遠賀川水系について申し上げます。

総論のところでご紹介しました正常流量の設定の考え方のご意見とともに、遠賀川の正常流量の考え方についてご意見がございました。

これについては、先ほど資料 1 - 1 でも紹介しました正常流量の考え方の整理に従い、遠賀川水系の正常流量として必要な流量を毎秒 10 トンと設定しましたが、この流量は平均低水流量相当であり、1 年 365 日間のうち約 90 日間はこれを下回る流量であることから、安全度が低いと評価をせざるを得ない流量であります。遠賀川水系においては、この毎秒 10 トンの正常流量に対して現在の取水実績からは大きな支障が出てない状況であります。利水の安全度を向上させるために、下水処理水や既設ダムの有効活用等に努めていくことにしており、その旨の記述をすることといたしました。

具体的には、資料 3 - 4 の遠賀川水系河川整備基本方針（案）対比表の 9 ページの右側の 2 行目に、「上水道用水の供給等、河川への依存度が高い状況にかんがみ、今後とも流水の利用の適正化や合理化が図られるよう関係機関との調整に努めるとともに、下水処理水や既設ダムの有効活用等について調査検討し、関係機関と連携して流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努める」と記述いたしました。

次に、遠賀川に多数ある固定堰等が流下阻害になっていることへの対策が重要なのではないか、とのご意見がございました。

これについては、流下阻害となっている固定堰等の改築の必要性を記述するとともに、改築に当たっては、必要に応じて統廃合を行う旨、記述することといたしました。

具体的には、資料3-4の遠賀川水系河川整備基本方針（案）対比表の8ページの右側の5行目に、「河川内に存在する多くの横断工作物のうち、流下阻害となっている固定堰等については改築し、必要に応じて統廃合を行う」と記述いたしました。

そのほか、各河川ごとの記述ぶりの統一等のご意見も踏まえ、記述の統一を図りました。

以上のような議論等を取りまとめて、本日提案された4水系の河川整備基本方針（案）を作成いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

詳細にわたるご説明と、また、専門的な事項も多数含まれておりましたが、どなたからでも結構でございます、ご意見、ご質問など、ご発言をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。ご遠慮なく。

委員の方、いかがですか。

私が伺うのも何ですけれど、冒頭の石狩川水系の千歳川放水路ですけど、千歳川放水路は旧計画では、放水路を建設すると計画で決めていた。今度は、基本方針、それに代わる計画でそれを廃止したということなのかというと、記述によればそうではなくて、そのことはいわば計画の外で決まって、新計画では、そのことを受けて水系をどうするかと、こういう記述になっているというふうに理解してよろしいでしょうか。

【委員長】 今まで千歳川放水路を、千歳川の治水対策、あるいは石狩川の洪水が千歳川に逆流するのではないかと、さまざまな問題から放水路計画が最善として決定してまいりましたが、千歳川放水路にかかわって、環境問題、あるいは地域の状況等から、この計画は実現が難しいのではないかとということで、先ほど申し上げましたように、北海道庁及び北海道開発局で再三議論し、地域の学識経験者の意見を集めて、一応、早期効果の発現等を考慮すると今回の計画が適切だという結論に達したということでもあります。

河川整備基本方針検討小委員会としては、放水路計画にかえて現在の千歳川で遊水地及び堤防を強化することを計画としてオーソライズしたということでもあります。

【分科会長】 わかりました。ちょっと質問が悪かったかもしれない。放水路をつくるということは旧計画で決めた。計画という場で決めた。今度それを廃止するということを

計画の場で決めたのかということ、必ずしもそうならないように見えるんですね。放水路計画を中止した経緯等も踏まえこうこうするとあるものですから、中止したこと自体は、この計画ではなくて外で与件として決まっているという受け方をしているように読めたものですから、そのところをちょっと感じました。

【委員長】 計画検討に当たっては、千歳川放水路そのもの、あるいはその変形等も研究会では議論されました。どちらが抜本的かという議論もあれば、現状において早く効果を発揮するとか、さまざまな検討で計画が検討されたと聞いておりまして、それらのすべて検討されたものを我々の委員会にも提出いただいた上で、最終の判断としてこの計画が合理的と決めたわけです。

具体的には、対比表の25ページでございますが、旧計画では千歳川放水路で石狩川のところに実際には水門を設けて大部分を太平洋側に放水するという計画でございましたが、今回は、この放水路計画は取りやめまして、石狩川本川に千歳川から合流させる。放流量で不足するものについては、この流域の中で遊水地等によって一応確保するという計画と決定したわけでありまして。

【分科会長】 わかりました。分科会長と小委員長がやり合ってはあまり……。(笑)
ほかの委員の方々、どうぞご自由に。

【委員】 済みません。あまり数多くアテンドしてないのでよくわからないところが幾つかあるんですけども、お聞きしたいことの中では、私、千歳川と石狩川は、全部は見たことないんですけども、部分、部分しか見てないんですが、社会資本整備の中でのこういう取り組みの中で、おそらく今一番問われていることは、日本の国づくりの社会資本というものがどこまでほんとうの意味での資本になるかだと思うんですね。もちろん技術的には非常に日本はすぐれていますし、すばらしいこういうエンジニアリングの分野ではやっていただけだと思うんですが、社会資本の中で一番重要なことは国のストックになることであって、特に川とか、堤防をつくるとかにおいても、昔、明治時代につくってこられたものはいまだに時に耐えて、とても美しいものが多いわけですね。ついこの間も、富山県に行きましたときに、農水用の水路をつくったときの堤防とか、そういうものを見ても、ほんとうにすばらしい石積みか表面に施されて、風景からすると観光資源にもなっているわけなんですね。こういう計画の中に、そういう見え方とか、景観としての社会資本としての取り組みも技術とともにやっていただかないと、新しいものというのはとてもきれいには見えますけれども、ほんとうに時に耐えることができるかということがとても

大きな課題だと思っんです。日本全国どこへ行っても、石の積み方というか、河川の堤防をつくるときのデザインがさまざまなんです。例えば、それこそきょうは福岡県さんもお見えですけども、福岡の周辺に行きますと、石積みの仕方というのは北の新潟とは違う石積みの仕方をしているわけで、風景がやはりその地域独特な文化遺産になっていると思っんです。ですから、こういう計画の中で、どうせつくるのならば、1つ、見え方というものの中に組み込まれているのかどうかということが、私は非常に興味があるというか、重要なことだと思っので、もし組み込まれているのであれば結構ですけど、そうでないのならば、どういうところでそれを反映させていくのかしらと思っんです。

【分科会長】 事務局、答えられますか。

【事務局】 すべてがそうになっているわけではないと思っんですが、まず歴史的に見ますと、治水対策は大体、周辺の材料で、周辺の自然状況に合わせて行われているというのが歴史的なものですから、かなりこれまでのものもそういうものに合致したものになっていると考えております。これは、江戸時代であろうが、明治になりましてからも、そういうところがあります。現在でもそういうものはある種受け継がれていると思っます。

それから、最近、コンクリートだとか、いろんな材料を使うようになっておりますけれども、最近、自然環境も含めてなんです、その地域の特性を生かしたという考え方を一生懸命取り入れるようにしてございまして、例えば、石一つとりまして、その地域独特の青い石がとれる云々であれば、ほんとうは石じゃなくて緑のほうがいいという方もおられるんですけども、石を使わないといけないときは地場の産品を使うだとか、そんないろんな工夫はしてきてございまして。

ただ、おっしゃられたようなことはすごく大事だと思っていますので、これまで100点じゃないというか、もっと、そういった地域に根差した川にしないといけないなと思っので、これからも努力をしていきたいと思っています。

【委員長】 今のは、石狩川の対比表で言いますと、13ページの下から2段目の段落ですが、「良好な景観の維持、形成については、石狩川を代表する壮大な景観等の保全や周辺景観と調和した良好な水辺景観の維持、形成等に努める」。方向としては、こういうことを書かせてもらっています。

【分科会長】 ほかにご意見いかがでしょうか。特にきょうは さんにご出席をいただいています、ご遠慮なくご発言いただければと思っます。

【委員】 大筋に重要に絡むことじゃないのでちょっと恐縮なんですけど、石狩川の対

比表、資料3-1の13ページですが、河川整備基本方針に環境のことが非常にしっかり書かれるようになったという印象を持っています。ここの第2段目のパラグラフを読ませていただいて、随分しっかり書かれているんだなと思ったんですけども、前から気になっていることで何度か河川の分科会でも発言したことがあるんですが、「動植物の生息地、生育地の保全については」と、生息、生育ということがいつも使われるんですけど、これは先生に処理していただいたほうがいいのかもしれないんですけど、植物の場合には生育地が同時に繁殖地になることが極めて多いんですけども、動物の場合には生息というのと繁殖というのが場合によってはかなり離れるので、例えば都市河川の鶴見川の場合には、生育と言ってしまいますと親が生きていられればそれでいいという判断になってしまうことが非常に多くて、例えば、一般的に水質が悪くても繁殖の場所をしっかりとすれば繁殖ができるとか、あるいは繁殖の場所を確保しない、しっかりとしないと、水質がよくなってもだめだということがありまして、どこかの時期で「動植物の生息、繁殖、あるいは生育」というように、繁殖が1つ入るといいなと思っております。どういう形で言うのがいいか、いろいろ議論があるかと思うんですけども、ぜひ動物については、「生息、繁殖」にさせていただきたい。生息の中に繁殖が含まれるということだと思っておりますけれども、現場へ行くとそう理解されていることがまま多いので、ちょっとこの機会に気がつきましたので、発言させていただきました。

【分科会長】 ありがとうございます。

特にコメントありますか。

【事務局】 いえ。

【分科会長】 ほかにご意見いかがでしょう。

さん方、特によろしいですか。

それでは、ほかにご意見がないようですので、付議案件に対する当分科会の結論を出したいと思います。

ただいまご審議いただきました「石狩川等4水系に係る河川整備基本方針の策定」につきましては、当分科会として「適当と認める」ということにいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。

なお、社会資本整備審議会運営規則第8条第2項により「分科会の議決は会長が適当と

認めるときは審議会の議決とすることができる」こととされておりますので、本件につきましては、会長、つまり社会資本整備審議会会長のご承認を得て審議会の議決といたしたいと思います。

ご多忙の中、臨時委員としてご出席いただきました さんの方々におかれましては、各水系の河川整備基本方針の審議も終了いたしましたので、この後の議事につきましては、お忙しければご退席いただいて結構でございます。もちろん、いらっしゃっていても結構です。

それでは、引き続きまして、今後審議予定の一級水系に係る河川整備基本方針についてご紹介があるとのことですので、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 でございます。引き続き、今回お願いをしていきたいとしております高瀬川と子吉川、両方とも東北の川でございますが、それについて、どういう特徴を持った、どういう課題を持った川かを、お時間の関係もございましてごく簡単にご紹介したいと思います。

実は、プロジェクターは2つ用意しているんですが、あいにく先ほどの1つが故障をしておりますので、大勢の方でこちらの画面1つになってしまっていて大変申しわけございませんが、こちらのプロジェクターのほうで説明をさせていただきます。座ってさせていただきます。

本日お話がございました石狩川その他を含めた4水系も含めると、策定済みとの官報の告示を待ちませんとまだ策定済みになりませんが、それを入れますと27水系、全国109水系の一級水系がございますが、27水系が一応整ってきてございます。今回お願いをしようとしていますのが、東北の青森県の高瀬川、秋田県の子吉川という2つの水系でございます。それぞれ、流域面積が1,000平方キロメートル前後、流路延長は大体60キロメートルぐらいでございます。

まず子吉川のほうですが、秋田県の南部に位置してございます。それで、先ほど申し上げましたが、1,000平方キロメートルぐらいで、鳥海山を源に源流が始まります。途中には、法体の滝という名所がございます。山間部を流れ下りますと、鳥海町、矢島町を下ります。大体、周りは河岸段丘が広がっているような地形でございます。中流部へ参りまして、このあたりは河口から20キロメートルぐらいでございますが、昭和47年の水害の破堤の状況です。それから、ブルーに塗りましたところが、そのときにはらんをした場所です。それから、赤いバツ印のところが、堤防が切れたところでございます。これ

は、越水してというか、完全に容量をオーバーしてあふれたおかげで堤防が切れて、このような水害になっている状況が見てとれます。このほかに、昭和50年、昭和22年などに大きな水害を受けています。それから、平成10年にも支川の芋川というところで水害が発生をしてございます。本荘市街地に入ってきますが、このあたりの二十六木橋というのが基準地点になってございまして、ここを中心に全体の水系の計画ができております。

本荘市のちょっと特徴的なものとしまして、ちょっと変わった取り組みといえますか、川にはいろんないやしの力があるということで、いやしの川の研究というものがされております。河川はマイナスイオンが多くて、f分の1の揺らぎというのがあるらしいんですけども、リラックス効果とか、リフレッシュ効果、そういういやしの効果というものを具体的に確認されております。先ほど病院の姿が見えてございましたが、その患者の方が河原でいやしを、周りを散策しながらというような治療を受けておられます。平成15年には、川での福祉と教育の全国大会みたいなものもこの場で行われております。これにあわせて河川のほうも、そういった病院だとか、周りの町の方が潤いみたいなものを感じられるように川の整備をお手伝いして、近づきやすい、かつ親しめる形で平成15年ぐらいに整備をしたものがございます。

今、画面が繰り返しのところは、先ほどまでのところに行くのにちょっと時間がかかります。済みません。

本荘市街を左側へぐるっと巻きながら日本海のほうへ流れていきます。上のほうから、秋田市、本荘市、南のほうに山形県の酒田市でございまして、真ん中の本荘市でございまして。

追いつきましたが、先ほどのせせらぎパークでの様子は、今、写真でお示したようなものでございます。この後ずっとまだ、本荘市内を流れていきます。

四寺というのがございまして、1600年代に4つのお寺が次々と建造されまして、このあたりのかなりの部分がこの檀家になっているようでございますけれども、そういうお寺があるところのちょっと上流を見ていただくと、すごくネックになっているというか、川幅が狭くなってございまして、このあたりが1つ、ボトルネックになっております。

また、下流のほうは、水上ボートといえますか、レガッタその他のボート大会が非常に盛んな場所で、市民の間からも親しまれております。それから、シロウオの産卵地がございまして。

ずっと下流のほうへ流れていきますが、ちょっと見えませんが、右側から入ってくる川に芋川という川がございまして、それが平成10年に非常に激甚な災害を受けまして、激

甚災害対策特別事業で対策をやったりした、水害がたびたび発生をしているのがこの子吉川の流域でございます。

次は、もう1つの川の高瀬川でございます。これは青森県の東側のむつ小川原の場所でございますが、青森のこのあたり、黄色で囲みましたところでございます。

流域は、八甲田山系の八幡岳から流れ始めまして、ずっと農地の平たい平野部を流れて下っていきます。七戸町、上北町、天間林村、それで三沢市という順に町がつながっております。このあたりはずっと平たいところで、ここで小川原湖という湖に入っていきます。

それから、水害でございますが、例えば平成2年には水色で塗りましたようなところが水害を受けてございます。これは最近のものをご紹介しますが、今、幾つかの写真で見ていただいているような浸水をしてございます。

それからもう1つ、もうちょっと古いもので昭和33年の写真です。これは、今のような場所からもう少し、湖から右側の海のほうへ出ていきますところも合わせまして被害が出ておりましたものを写真でご紹介してございます。

小川原湖でございますけれども、湖面積は63平方キロメートルでございます。これは、海がすぐ近いので海水が流れるような汽水湖でございますけれども、全国で第5位の大きさです。それから、最大の水深が25メートルでございます。塩分濃度は、後で詳しくご説明しますが、少しだけ塩水が入るので、海水の約40分の1ぐらいの濃度でございます。この湖の周りが大体83キロメートルで、先ほど水害の写真がございましたが、この湖の周りの低いところであふれます。そのため堤防が必要になりますが、これが38キロメートルぐらいでございまして、このうち約6割が今できています。本来、川は北のほうの高瀬川というほうへ流れていきますが、この湖の周りから流れ込みました水が集まって水位が高くなって周りで浸水を起こすというようなことでございましたので、東側にございます高瀬川放水路というところを切り開いてございます。このおかげで水害のほうは少し減ってございますが、先ほど見ていただきましたような水害はまだ起きているというような状況でございます。

高瀬川放水路のほうは、昭和52年に完成をしてございます。大体、川幅が80メートル、延長が2キロメートルでございますが、その後も水害が起きていますように、これだけでは能力が足りないというのがこの川の実情でございます。

あと、河口部は、干潟とか、ワンド、湿地がございまして、いろんな野鳥の飛来地でございます。この本川のほうでございまして、今申し上げたような湿地が周りに広がって、下

流へ流れていきます。河口部は、ちょっと見ていただきますと少し川幅が狭くなっており、ますように、海の流れの影響で砂がたまりまして、河口閉塞というか、出口が細くなります。この分、水が流れなくなるような現象を起こしてございます。これは、そのために平成3年のときにちょっと開きましたものです。それから、ひどいときにはこのぐらいの幅ぐらいまで狭くなることがあるというものでございます。

これは現在の小川原湖ですが、縄文時代ぐらいは水色で塗りましたぐらいのところが湖でございました。

これは水深でございます。先ほどの湖の出口のところでございますけれども、浅いところが出口近くのところにちょうどマウンド状になっておりまして、これが外からの塩水を入りにくくしているために非常に薄い塩水濃度を保っているというのが、小川原湖の特徴でございます。

これが縦断でございまして、左側が上流で、一番右側が海のほうでございまして、今申し上げたような格好になっています。これは、潮の満干によりまして、右側の濃いのが塩水ですが、入ってきます。低層密度流というので、塩水は重いものですから下のほうへ入ってくるんですが、潮の満干で潮が引きました後も、今ちょっとございましたような、一部塩水が入ったものが残ります。

これは平面で、今、時間的に塩水が入って、または引いていく様子をごらんいただいておりますけれども、湖に進入と赤く塗りましたけど、こういう格好で少し塩水が残るとというのがこの川の特徴です。これが一つの自然の体系をつくってございます。

1つ特徴的なものとしまして、北半球で唯一だそうでございまして、ウィット・キエラ・サリナというマリモの一種のものがここで生息をしてございます。それから、先ほどの河口部の浅いマウンドになりましたところですが、今、ハッチで塗りました赤いところは、ヤマトシジミの産卵場になっております。

いろいろ塩水のことを申し上げましたのは、先ほどの特徴で見ていただきますと、洪水が起きて放水路ができました分、水害は少し減ってはいるんですけれども、その後も水害に遭っている。こういうところは海のほうへちゃんと水がはけるようにしないといけないわけでありまして、微妙な環境状況にありますので、その辺を工夫してやらないと、先ほどのヤマトシジミですとか、マリモですとか、いろんな環境が変わる。そういう微妙な、塩水と淡水の混ざった状況がここにありますので、今後、小委員会のご検討の中で、この辺も含めた整備の方針をご議論、ご検討いただこうとしてございます。

以上、簡単でございますが、ご紹介申し上げました。

【分科会長】 ありがとうございます。ご紹介のありました2水系の河川整備基本方針につきましては、今後、河川整備基本方針検討小委員会の場で審議していくこととしたいと存じます。

それでは、ここで5分ほど休憩をとりたいと思います。

5分後ぐらいから再開いたします。

(休 憩)

【分科会長】 それでは、会議を再開いたします。

本日の第2の議題は、「河川敷地占用許可準則の見直し方針はいかにあるべきか」ということでございます。

本件については、去る1月26日及び4月9日に本分科会において、河川敷地占用許可制度の現状と各河川管理者からの見直し案の提案、準則見直し検討の基本的方針等についてご審議いただいたところであります。今回は、引き続いて3度目の審議となりますが、準則の改正(案)や答申(案)等についてご審議をお願いいたしたいと思います。

それでは、事務局からまずご説明をお願いいたします。

【事務局】 でございます。座って説明させていただきます。

今ご説明がありましたように、前回までに、占用の仕組みですとか、それから要望の施設の概要、さらに監督処分の実態等についてご説明いたしましたが、今回は、改正(案)の概要、それから、かなり進んでいると思われるかもしれませんが、答申(案)も書かせていただきまして、お示しをさせていただいております。自由な議論が一気に進む感じがあると思いますが、説明をさせていただきます。

事前に資料をお送りさせていただきましたが、ちょっと見にくいとか、わかりにくい点がございましたので、微修正をさせていただきますので、本日の資料でござらんいただきたいと思っております。

その説明に入る前に、前回の委員会の最後に 委員から、占用する人同士で調整をする場はあるでしょうかというご質問がございましたので、それについての資料が、ちょっと後ろになりますが、資料4-5をござらんいただきたいと思いますが、これを先に説明させていただきます。

「河川水面の利用調整に関する協議会等について」という資料でございますが、5-1ページに書いてございますが、占有者がその利用について調整するような仕組みは、全般

的なものとしては、現在はございません。基本的には、占有を希望する方が河川管理者に申請をしていただきまして調整をする。その場合に、複数の案件の調整が必要な場合には、公益性等を考えながら河川管理者のほうで判断していくというのが、基本的な制度の仕組みでございます。ただ、幾つかその中で特定の分野について制度がございますので、それをご説明させていただきます。

まず、河川水面の利用調整に関する協議会。これは、不法係留船に関する河川局長通達が平成10年に出ておりまして、これは不法係留船に対して例えば強制的に撤去をしていくような計画をつくるというようなことを内容にしている通達でございますが、その計画等をつくる際に、関係機関、地元、それから関係者に加わっていただいて協議をしながら進めていくということでございまして、特色としては、不法占有の問題はいろいろと難しい問題がございますので、漁協ですとか、警察の方もそれに入っていただくということでございます。河川の占有準則でもこれを使いまして、係留施設等について民間の方に許可を出す場合にこの協議会を活用してございます。

以上が現在存在するものでございますが、そのほかに河川敷地の利用調整に関する協議会。これは、前回、前々回等にもご説明させていただきましたが、いわゆる社会実験としてカフェテラス等に河川敷地利用を認めていくという特例措置を行ったわけでございますが、3月に通達を出しておりますが、この中で協議会をつくりまして、地元の意見を踏まえながら、どういう方が入っていくかということを決めていくという協議会でございます。これは現在まだできておりませんで、今、準備が進んでいるという段階でございます。

以上のような協議会もありますので、こういうものも活用しながら、地域の関係者の合意をつくりながら進めていきたいということでございます。

以上が、前回の宿題の答えでございます。

よろしければ、引き続きまして改正(案)等についてご説明させていただきます。

ちょっと資料が飛びますが、まず資料4-3と資料4-2を見ていただきたいと思えます。資料4-2は新旧対照表になっておりますので適宜これを参照していただきながらと思えますが、基本的には資料4-3のほうでご説明させていただきます。

拡大の案についてということで、これまでの議論を踏まえまして私どものほうで整理させていただきました。占有施設の改正(案)、制度の改正(案)、それから、その他運用に関する改正(案)ということで3つに分けてございますが、まず、1の占有施設の改正について逐次ご説明させていただきます。

まず、新規に類型を追加するもの。これは、現在の準則は、大きな類型をつくった上で、その中で例示をするという形になっておりますので、その例示を追加したものを書いてございます。

まず、河川空間を活用したまちづくり、または地域づくりに関する施設。これは、新旧ですと2 - 3ページですが、ちょっとここだけ見ていただきたいと思います。もともと、右にありますように、河川空間を活用した街づくりに関する施設ということで、類型したというより、ちょっと修正したということでございますが、最近のトレンドで平仮名にさせていただきます。この中に、売店、休憩所、便所、ベンチ、水飲み場、花壇、防犯灯とありますが、まず、理由のところを書いていますが、公園等と一体となっている場合にのみ認めている休憩所とかトイレについて、公共団体等に対してこれを認めることとしたい。これは、要望があることを申し上げておりましたが、単独で認める。従来は公園と一体のみを認めていたわけですが、これを認めるということでございます。

例えばスポーツ広場等にあるようなトイレとか休憩所ですと、むしろ目的はスポーツをすることであって、あまり河川とは関係ない場合があるわけですが、今回のように単独で認めるということは、まさに河川を河川として利用するためにおみえになった方、例えば散歩等をする方のためにつくる施設であるということで、新旧のほうに分類がございしますが、いわゆる既存の遊歩道とか階段等のいわゆる親水施設、水に親しむ施設として位置づけてはどうだろうかと思っ、ここに位置づけてございます。

それから、売店でございますが、売店を一般的に認めることはどうかということがございまして、一般的な排他的な利用とか、独占的な利用、また、商業的なものということもございまして、例えばダム周辺のように周囲に商業施設がなくて、地域づくりの観点から公的主体が設置する場合においてのみ認めることとしたい。少し限定して認めていきたいと思っております。

防犯灯は、まちづくりに不可欠な施設でありますので、治水上支障のない河川の敷地、堤防の裏側のほうに認めるということで考えております。

それから、でございますが、地域の防災活動に必要な施設。これは、説明をさせていただきますと、現在、水防用のものを認めておりますが、防災用のものについて認めていく。

そして、ヘリコプターの離発着施設について。これは、ドクターヘリ等が既に実質上あるということ、一時占用の形で進んでいるということをお知らせしましたが、これを恒

久占用として認めていくことにしたいと思います。ただ、まさに離発着場とか、それから待機施設 待機というのは同じように待っている場所ですが、格納施設等の大きな施設については、治水上の支障がありますので認めないということをお願いしたいと思っています。商業用のものについても、いろんな苦情等の問題もありますので、認めない。あくまで限定した形で認めていきたいと思っています。

の新しい類型としまして、環境施設、それから、環境意識の啓発のための施設ということで、環境教育施設。これはちょっとした集会所のようなものだと思っていただければと思いますが、そういうもの。

それから、自然観察施設。これは、例えばバードウォッチング等をするような、ちょっと高くなっている台とか、塔のようなものをイメージしていただければと思います。

それから、河川維持用具等倉庫。これは、今でも河川の周辺で河川の清掃とかをさせていただいているところがあると思いますが、清掃用具等を保管する倉庫について認めていく。これも、堤防の裏側に公共の方が設置していただいて、認めていくということにしたいと思っています。

以上が新しい類型をつくるものでございますが、既存の類型において例示を追加するものとして、 は、公共の基準点、地名標識、水位観測所等でありまして、これは解釈がはっきりしてなくて若干混乱がありましたので、河川に設置する必然性があるもので公共のものに限って認めるということにしたいと思っています。

次は、水面の利用の向上及び適正化に資する施設（水上交通旅客事業者等）ということで、これは既存にあります。現在認めていて例示に入っておりません料金所、待合所、地名表示、観光案内板等。これは、船着場には認めているんですが、そのそばになくて、堤内地のほうにつくってくださいということで従来お願いしていたんですが、これも、治水上の問題がなければ、可搬式等で動かせるのであれば、一緒につくっていただいて、必要なら動かしていただくということでいいだろうということで、認めていきたいと思っています。舟運の推進に努めていきたいということであります。

荷揚げ場、アクセス通路も同じ扱いでございます。

それから、漁業のために必要と認められる施設。これはあまりご説明しなかったんですが、実は平成6年の通達にはこれが入っておりまして、前回のときはこれを例示から落としていたんですが、ちょっとわかりにくいということで復活させておりまして、これを入れたいと思います。具体的には、ここにありますように、生けすですとか、ノリ養殖場等、

現在もこれは設置されております。それについて例示として取り上げていくということにしたいと思っています。

それから、なお書きのところちょっと書いてありますが、船舶上下架施設（斜路）とか暫定係留施設の占用について要件緩和を図ることとするということですが、これは今、先ほど申し上げました水面利用協議会の了承を得ることになってはいますが、それがない地域がありまして、そういうものがないところについては、市町村の同意で民間占用ができるようにしたい。これは、準則というよりも、局長通達等の運用の問題がございますので、あっさりとかかせていただいています。

次のでございますが、住民の生活または事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設ということで、梁杭という言葉を使っておりますが、以前、梁というのを例示として要望のある施設としてご説明させていただきましたけれども、現在、一時占用で認めているわけですが、梁の杭のようなものについては一定の経済的価値がありますので、それを一々、毎年取り外すということは社会経済的にむだがあるだろうということで、梁杭については認めまして、そのほかの、上の竹とか、むしろのようなものについてはとっていただくということで、調和を図る形でどうだろうかということでございます。これは漁業関係施設でございますが、先ほど申しました上のほうは主体が公的なものに限ることとしておりまして、具体的には漁業協同組合ですが、梁杭については一部、個人で持っておられるものがありまして、こちら辺については生活のための施設として別途の位置づけで認めていきたいと思っています。

次のページ、3 - 3ページですが、その他としまして、これも解釈ですが、現在、ケーブルが認められているので、それに伴う関連施設がはっきりしないということで、これも含まれるという解釈見解を示したいと思っております。

それから、既存の類型において例示を削除するものとしまして、これも写真でご説明させていただきましたが、モトクロス場の廃止ということでございます。ここに理由が書いてございますが、環境負荷の観点から廃止し、個別のモトクロス大会については一時占用許可で対応するということにしたいと思っております。現実にモトクロス場の占用は一時占用許可で行っているものが多うございまして、前回、通常の占用許可をしている例はないと申し上げましたけど、厳密に言いますと、大半が私有地であるんですが、一部、もと田んぼのあぜ道等が、いわゆる赤道と申しますけれども、そういうものが残っていて、それについては河川管理者が管理していますので、その部分だけ、細い線のようなところだけ占用

している例がありまして、これについては別途の手当て、例えば囲ぎょう地等の手続で処理できますので実務上は支障がないだろうと思いますが、類型としては外すということにしたいと思います。

以上が施設関係でございますが、続きまして、2の制度等の改正点ということで、まず包括占有許可制度でございます。これは、運用の実績が少ないということで、何とかもう少し使いやすくということでございましたけれども、幾つかの改正案を用意しました。

まず、現在は包括占有を受けた中では、個々の主体はだれが占有できるかということについては、準則上、個別にでも占有できる人が対象になっておりますけれども、いろいろと最近出ていますNPO法人については、こういう中では市町村と連携しながら使っていただくということで、少し主体として加えていきたいと思っています。その場合、ベンチ、花壇等の一体工作物に属するものに絞って認めていくということでどうだろうかと思っております。

でございますが、これはちょっと細かい点ですが、現在、一体工作物として認めている売店、休憩所、便所、ベンチ等について、ある程度自由に配置することを認める。今は個別に施設として一応決めていただいているわけですが、これを自由に配置することを認めるということにしたいと思います。

でございますが、現在は市町村だけになっておりますけれども、都道府県とか第3セクターにも広げていきたい。公的主体については認めていきたい。特に第3セクターまで認めていきたいということでございます。

それから、これは局長通達運用の話でございますが、河川管理者の関与なくイベント等をやる場合については、包括占有者はその占有を認めることができることとしたいということでございます。

大改正とまでいきませんが、少しこういうことをした上で、また見守っていきたいと思っております。

次のページの(2)でございますが、これは手続でございますが、市町村の意見の聴取を、前回の通達ですべて意見聴取をしようということでもかなり大幅に対象を広げたんですが、やってみますといろいろと支障がございましたので、まず、公共公益施設のように、例えば、道路とか、鉄道とか、占有許可を継続することは間違いのないものについては、河川管理者側の判断でこれは省略できるということにしたいと思います。

それから、先ほど申しました生活のための占有は、無接道通路とか階段等、非常に小さ

な範囲のものでございますので、市町村に聞かれましても、市町村もどこにあるのか知らないようなことで、自分で調べなくちゃいけなくなったりしまして、かえってお互いに手間ですので、これについては、軽微なものは河川管理者の判断で手続を簡素化できるということにしたいと思います。

それから、(3) 社会実験についての根拠条項を設定。これは、都市再生ですとか地域再生で一部特例措置を認めるということを申し上げたんですが、それは別途の事務次官通達を出しておりますが、それについて本則のほうにも根拠を置くべきだろうという議論がございまして、この規定を1条追加したいと思います。今後についてまた同じような例があれば、同じような対応ができるようなことにしたいと思います。

それから、景観法でございますが、これについては先ほどからも申しましたが、先週の金曜日に成立されましたので、景観法に基づく景観行政団体が占用についての基準も定めることがありますので、これは河川管理者と協議した上で基準を定めることになっておりますので、その場合については、占用許可をそれに沿って行うということも1条追加したいと思います。

それから、一時的な占用の許可についての規定を追加ということで、これも、委員からご指摘がありましたように、一時占用を繰り返すということはあまり適当でないだろうということで、そういうことはないようにしたいということでございます。実際、ドクターヘリの許可を繰り返していたという例がございまして、これは今回の改正で解消されることになっております。

以上が準則に関係する分ですが、3については、準則に直接出てまいりませんが、その他の運用に関することでございます。

まず(1)のNPOでございますが、これについては、大変立派なNPOもたくさんあるということをご説明させていただきましたが、占用主体としてふさわしいのではないかという意見もあることは十分承知しておりますけれども、平成10年にこの制度ができて、平成15年に一部改正が行われて、例えば暴力団等を排除するという規定も平成15年にできているんですけれども、何分、できてから数年しか実績がないということで、私ども非常に心配していますのは、占用が終了した時点の撤去の問題とか、そういう資産的な裏づけとか、そういうものはまだ十分検証されてないのではなからうかということで、この点については、普通は10年ぐらいの占用許可の主体になりますので、もう少し様子を見させていただきたいということで、今回、直接は、個別の占用主体としては入れてな

いということでございます。ただ、実質的に、ここにも書いておりますが、市町村等、公的主体が占用する。それによって委託を受けることにより河川敷を利用することを期待しているでございますので、例えば先ほどの環境関係の施設なんかも認めておりますので、そういうものと連携して河川等でいろんな活動をしていただきたいと思います。というふうに思っております。

(2)の船舶係留施設、暫定係留施設等、民間等を占用主体とする際には、占用施設の維持管理、許可終了時の占用施設の撤去について、占用者の適切な処理を担保する必要があり、これについて占用許可条件として加えるよう明示したい。これは実務的な問題でございます。実務的な問題が非常に多いということでございます。

それから、(3)もやや実務的ですが、占用許可をする場合に、満了すれば引き続いて許可しなければならないというのではなくて、本来、既得権益化は生じないものでありますけれども、占用施設に例えば未償却期間がある場合において、占用許可期間の設定をこの未償却期間に一致させる必要がある。これはちょっとわかりにくいですが、例えば25年ぐらいの施設でありますと、10年を2回繰り返して、3回目のときは5年でいい、5年するということですが、こういうことについて、恒久的に占用できるというような誤解があるということでありまして、こういうことがないように、これも解釈を明示したいということでございます。

それから、(4)の占用許可について、各事務所において結果の問い合わせに応じること等によりまして、ある程度、透明性を確保するための措置も講じていきたいと思っております。

それから、一時占用許可と自由使用の区分について明示することとしたい。一時占用以外は自由使用なのでございますけれども、これについてはいろいろとわかりにくい点もありまして、地域再生等の動きの中で今年度いっぱいかけまして水辺の自由使用ガイドラインというものをつくるお約束になっておりまして、具体的には、全くの自由使用の場合と、これは今までは各整備局の運用なんですけど、届け出をしていたという自由使用の場合がございます。これは、先般ありましたけれども、5月16日に天竜川で増水がございまして、車両46台、人員67名が取り残された事件がございまして、この場合は、届け出をしていただいたケースでございます。こういうものについて必ずしも地域によって運用が一律でない点もございますので、これについては少し整理をしていきたい。これはちょっと別な扱いになりますが、水辺の自由使用ガイドラインなんかもつくりつつ、こういう運用について明確化を図っていきたいと思っております。

以上が改正（案）の大層でございます。

次に、資料4-4を見ていただきたいと思います。これは、要望がありました施設、一番最初の方に全体の要望の施設を出していただきましたけれども、これについて。横長の大きな紙をめくっていただきまして、次のページの縦長の紙を見ていただきたいと思いますが、要望があった施設で認めなかったものについて理由を書かせていただいております。細かいのは省略させていただきますが、基本的には、治水上の支障があるとか、商業施設等で公益性が認められないというものについては外しておりますが、幾つか例示しますと、例えば3の駐車場・駐輪場でございますが、これについては、川の河川敷地等ですと治水上の問題があるということで、実際に平成10年9月に台風5号で大きな出水のときにかなりの車両が河川敷の駐車場から流されたという例もございますので、そういう意味で、治水上の観点から河川敷については認めないことにしたい。これは駐輪場も同じだろうということでございます。ただ、従来から地下のものは認めておりますので、できるだけ地下の設置等をお願いしたいということでございます。

それから、あとは商業用のものもございますが、ちょっと飛ばしまして11番の床。鴨川等の例をご説明させていただきましたけれども、これについては一時占用で従来から地域で定着しておりますので、これについては引き続き一時占用をお願いしたいと思っております。

それから、歴史的建造物。これも写真でご説明させていただきましたが、新幹線の開通に伴って廃止になりました信越線で立派な施設が残っているんですが、これも、そのまま歴史的建造物で認めるということになりますと、撤去の問題とか安全管理の問題等がございますので、例えば、道路にさせていただくとか、歩道ぐらいにはなると思っておりますので、そういう形で管理者がしっかりしているものについては別の道があると思っておりますので、類型を設けることについてはちょっと慎重にやらせていただきたいと思っております。

あと、水田・畑は、従来どおり認めないということでお願いしたいと思っております。

それから、家庭菜園については、いろいろと要望もあるんですけれども、これも畑に類したものでありますし、ビニールハウスとかができるということもありますので、治水上、景観上の観点から認めないこととしたいということでございます。

以上のような内容でございます。

あと、答申のほうですね。ちょっと僭越でございますが、素案を書かせていただいております。資料4-1を見ていただきたいと思っております。

資料4 - 1で答申という形にさせていただいていますが、まず、1 - 1ページの冒頭は定例文です。諮問に対して下記の結論を得たと書いてございまして、適宜、必要に応じて見直しを行っていくよう要望すると書いています。

ここはざっと読ませていただきますが、一 河川敷地は、河川の流路を形成し、洪水の際には安全にこれを流下させ、洪水による被害を除去し、または軽減させるためのものであり、また、公共用物として、河川環境に配慮しつつ、他の利用に支障のない範囲で一般公衆の多様な利用に供すべきものである。

また、平成9年度に新たに河川環境の整備と保全をその目的に位置づける河川法の改正がなされ、河川の管理は、治水、利水及び河川環境の整備と保全が達成されるよう総合的に行うべきこととされたところである。

平成11年3月の河川審議会答申を受け、同年8月、河川敷地占用許可準則を改正したところであるが、河川空間を活用してまちづくり、地域づくりを推進する動きが全国各地で生じていること等を背景に、その後も河川敷地の多様な利用については引き続き要望があることを踏まえ、河川敷地利用の選択の幅を広げることにより地域社会におけるこれらの動きを支援し、また、河川を含めた美しく風格のある国土の形成等のために景観法が今般成立されたことも踏まえ、河川における治水、利水機能の確保、河川環境及び河川景観に配慮しつつ、河川敷地の多様な利用のより一層の推進を図るため、これに対応した河川占用許可制度の一部見直しの必要性について検討を行った。

ちょっと長いのですが、二 その結果、現行の河川敷地占用許可準則については、次のような視点からの一部見直しが必要であるとの結論に至ったので、同準則の一部を改め、河川敷地の占用の許可のなお一層の適正化を図る必要があると考える。

以下、(1)(2)(3)は、今ご説明した内容をまとめてございまして、ここは省略させていただきます。一番肝心なのは1 - 3ページの三でございますが、これは、この分科会の場でご指摘いただいたことで、準則にそれを入れているものもございまして、一般的にわたるものとか、運用に関するものについては、ここに書かせていただくのがふさわしいのではないかとということで書かせていただきました。(1)(2)(3)(4)と4つしかございませんが、またご指摘があればと思っております。

これは読むよりもご説明したほうが良いと思うんですが、(1)(2)(3)をまとめて見ていただきたいと思いますが、ここで言おうとしていますのは、先生方のご指摘を踏まえまして、いわゆる施設の範囲を拡大しました。拡大するとやみくもにどんどん河川の利

用が広がっていくんじゃないかというご懸念が幾つかあったと思いますが、絞る話を幾つか書いているつもりでございます。

1つは、河川環境に対する国民の要請の高まりにも配慮して、その保全に一層努めること。そして、統一的な河川観を持つこと。そして、監督処分等も適正に行うこと。

そして、(2)が重要だと思うんですが、河川整備計画等においてゾーニング等の計画を定めまして、これらの計画に沿った敷地利用を行うことが重要である。つまり、メニューは広がりますが、個々の河川に応じて、絞るべきところは絞る。保全すべきところは保全する。都会型とか田園型の河川がいろいろあると思いますが、それら地域の特性に応じて占用の形を決めていくということは、整備計画等で位置づけていけばいいのではないかと。それに沿ってやっていくということでございますので、繰り返しますが、メニューは広がりますが、個々の運用については、こういうものを活用していくことによって、決してやみくもに河川がだらだらと使われるということにはならないということがご意見にあったかと思ひまして、こういうふうに書かせていただきました。書きぶり等はもう少し考えてみたいと思っています。

(3)は、地域の意見を十分に反映すること。

(4)は、ヘリコプターの離発着場を認めた際に、実際の災害のとき、個々の燃料施設とか、そういうものについて、これは同じ場所は難しいんですが、別の場所とか、緊急の場合はもちろん一時占用で対応できると思いますが、そういうものについて対応が必要であるというご指摘がありましたので、これも書かせていただいたということでございます。

以上が、改正(案)と、それから、それを踏まえた答申(案)でございますので、これをきょうご議論いただきまして、こういうものを決めるときは、今、パブリックコメントをかけるということになっていきますので、いただいた点も踏まえて修正させていただいた上で、パブリックコメントをかけさせていただきたい。かける案として決めていただきたいと思います。その上で次回、そのコメントの内容も踏まえて、最終的に答申(案)を決めていただきたいと思います。

以上でございます。残りの資料は省略をさせていただきます。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問などございましたら、自由にご発言をお願いします。

【委員】 この辺の議論をするときにちょっと休んでしまいまして言えなかったんです

が、また、ただでさらに加えるような意見を言って申しわけないんですが、新たな類型の中で 河川に関する環境教育又は環境意識の啓発のために必要な施設というところなんです。私はぜひここへ、河川工学者や生態学者が河川環境を調査する場、これを占有させていただくようにしたい。していただきたいと思う。準則を見ますと、占有施設というのは次のようなものがあると書いてあって、その中に、公園とか、緑地、または広場なんかがあるんですね。そのほかはほとんど、何か物をつくる、看板をつくるとか、そういうものだと思うんですが、河川そのものを丸ごと研究用に研究者が占有できないものかというのが私の提案です。その理由というのは、ここに書いてありますように、河川環境が非常に大事だということを教育したりするんでしょ、一体、河川環境って何なのかを研究する場がなかったら教育することもできないということをおもひまして、具体的に私の頭の中には、例えば現在やっている河川生態学術研究の場なんかは、占有させていただかなくても配慮いただいて占有はしているんですが、そういうグループに入っていない研究者がどこかでやるようなときに占有というのが必要になるんじゃないかというような気がするんですが、いかがなものでしょうか。

【分科会長】 特に何かございますか、事務局のほうでコメント。

【事務局】 先生がおっしゃるのは、具体的には通年で常時……。これは一時占有の制度でございますから、例えば、ある一定の期間、観測施設等を置いていただくのは可能かと思うんですが、通年でやる場合には、例えば河川管理者側のほうで施設をつくりまして、そこを研究者の方に提供するという形もできるかと思っておりますので、現行の制度の運用でも可能なところはあるんじゃないかと思うんですが。

【委員】 通年ってどういうことですか。

【委員】 1年中という意味でしょう。

【委員】 多いというのは1年とかじゃなくて、15年とか、20年とか、そういうことなんですけど。非常に危険なものにかかわらない限りですよ。人命にかかわるとか、そういうときは別ですけど。

【事務局】 今回認めています施設で、水位観測施設、その他これらに準ずる施設というのを認めることにしていますが、これは実は公的主体のものに限っていますが、こういうものを河川管理者のほうで設置して、ここの調査を委託する、お願いするとか、そういう形でできれば。

【事務局】 占有ですから排他独占的にということになりますので、研究者だけはそこ

を占有できるけれども、他の人はそこに入れないと。そういうことを期待して占有を認めていくというのは、基本的には多くの不特定な方が河川にかかわっておられますので、それはケース・バイ・ケースになるだろうと思うんですが、何十年というふうな占有である場所を研究のために占有していただくというのは、今の社会的な状況からするとなかなか難しいのではないのかなという感じはいたします。

もう一つ、ここにある施設は全部、堤防を含めた河川ですので、例えば自然観察施設だとか、そういう箱ものがもしあるとするならば、それは堤防の裏側にということで、川側じゃなくて、治水上支障のないようにというふうなところに認めることができる場合は認めていったらどうかという、こういうご提案でございます。

【委員】 今の話と全然関係ないことでもいいんですか。

【分科会長】 そうですね。じゃあ、とりあえず。

【委員】 河川敷の話で、風格ある国土の形成のためには河川の景観というのは極めて大切であるというご趣旨には全く賛成なんですね。そこで、この本来の目的と少し変わってくるかもわからないけれども、今、東京、大阪の例しか知らないんですが、河川敷に家のない人が住み着いて、そこへ青いテントを張って非常に景観を妨げていることは、皆さんご存じだと思うんですね。これはほんとうに、特に小泉さんのビジット・ジャパン・キャンペーンからしても極めて問題なんです。今、大都会で観光対策ということではですね。河川敷の利用というのは今のお話とも関係あるんですが、本来、箱ものというのは河川敷には建てられないと思うんですね。この前、群馬県高崎で利根川の駐車場が大変な目に遭ったというような、何年に1回は水につかるということは予想しなければならないだろう。もう一つは、権益化しては困る。そこに例えば賃借権とか、そういうものが発生するのは困ると思うんですが、その2つの限定を除けば、条件をのんでは言えば、大都会の河川敷というのはもっと貸してもいいんじゃないか。みんなで利用するということだね。例えばこの中でも、もちろん今は非常に風当たりが強いけれども、例えばゴルフ場とかでも、そういう利用するものがあれば、浮浪者が住み着くことが防げる。現実問題として、あの人たちが住み着いて、それを排除することは、今、社会通念で極めて難しいんですよ。弱者の保護という意味だね。だから、大都会の河川敷というのはできるだけそういうのに貸して、そこを運動場とか、そういうシステムにしてしまって、住み着くような余地がないようにしておくということも景観上非常に必要だと思うんです。特に心配するのは、トイレを建てると必ず、水とトイレが果たせるので、その周辺に人がものすごく住み着くんですよ。

ここに書いてある、都会にはトイレをつくるというのを見たたん、そこへ何百人とまた住み着くだろうなというふうな気がするので、河川敷を不法占拠した場合の罰則規定というものを何とか組み入れるか、もしそれが難しいのであれば、そういう人が入らないように、施設とか、そういうものをつくるほうが、まちの美観のためにははるかにいいと思うんです。

以上です。

【事務局】 ホームレスの問題についてですが、実は前回ちょっとご説明させていただいたんですが、国のほうで施策がないわけではありまして、これは全省庁、非常に深刻な問題だということで、平成14年8月にホームレスの自立の支援等に関する特別措置法という議員立法ができて、この基本方針が昨年7月にできました。何が書いてあるかといいますと、11条に書いていますが、ちょっと読みます。「都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用を妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする」とありまして、河川管理者側は今ある青テント等をできるだけ撤去したいということで準備をしておりますが、ここにありますように「ホームレスの自立の支援に関する施策との連携を図りつつ」とありまして、こういう方々は、引っ越し先を確保した上でないと、単に追い出すだけでは、都市公園とか道路とかで行ったり来たりになってしまいますので、そこをやろうということで、今、各自治体のほうでそういう施設をつくっています。これは実は川崎等では非常に地元でもめたりしておりますけれども、そういう施設を今つくっておられますので、そういうものができた段階で、つまり受け入れ施設ができた段階で、河川管理者側も必要に応じて撤去していく。これは法律にも書いてございます。今はその端境期なものですから動いてないように見えるかもしれませんが、いろいろと関係者は努力して、今、準備を進めているということでございます。

それを踏まえまして、利用をどうするかということですが、もちろんご指摘のように、できるだけ利用する。特に都市部においては貴重なスペースでありますので利用すべきだというご意見もあるのはご指摘のとおりでございますが、あわせて、逆に非常に自然の少ない都市部においてこそ河川を自然のままにして保存すべきだというご意見もあります。それは、先ほど申し上げました個々の河川の河川整備計画等をつくる際に、保全区域とか、ゾーニングという言葉がよく出ていましたが、ゾーニング等をした上で、それに沿ってや

っていく。それはやはり地域の合意に基づいてやっていくんだらうと。そういう考え方でこの考え方をまとめているところでございます。

【分科会長】 委員、大体よろしゅうございますか。

【委員】 はい、今のところは。

【分科会長】 それから、委員の件ですけど、これはやはり、個別具体的に研究施設を明文化するというのは若干無理があるかもしれませんね。しかしながら、運用問題として十分ご指摘の点を包括していくということはできそうな気がしますので、その辺で対応するというところでいかがでしょうか。

【委員】 一言だけ発言したいと思います。

【分科会長】 どうぞ。

【委員】 先ほどの中で、絞り込んでいるという中に畑とかも入っているんですね。何年に1遍か水につかるところで何かやろうと思ったら、畑なんて一番いいと思うんですよ。そういうものまで絞り込みの……。川ペリに例えばナタネを植えてあれば、ナタネの花はきれいですよ。自然に生えているヨシもきれいかもわからないけれども、大都会の河川敷の利用・景観という意味では、畑なんていうのは非常にいいものになるんじゃないか。少なくとも青いテントの花が咲くよりは美しいだらうと思うので、そういうのはうんと利用したらいいと思うんです。ちょっと絞り過ぎじゃないかというのが意見です。

以上です。

【事務局】 まず、田んぼと畑を認めなかった点については、通常、例えば畑ですと一般の方の利用が非常に制限されるということがございまして、河川はあくまで公共のものだということでこれを認めていない。これは一貫した姿勢でございまして、かつ景観等の問題も最近はございます。

おっしゃった、花がきれいだらうという点については、これは説明しませんでした、新旧対照表、資料4-2の2-3ページでございますが、先ほど申し上げました今回単独で認める施設に、トイレ、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇とございまして、高い木はなかなか難しい点もあるので、ある程度低い花壇については、自治体等が施設をつくっていただいて、どなたがやっていただいても結構なんです、認めていくということで、ナタネでも何でも結構ですが、花壇等については認めていきたいということで、景観にも配慮しているつもりでございます。

【委員】 いや、花壇とは全然、言っている意味が違うんですよ。花壇じゃなしに花畑

というのは、例えばナタネ油をとるために植えてあったナタネでも美しいと。ヒマワリの種の油をとるためにヒマワリが植わっていれば、それ自身が景観になると。花壇がいいというのとちょっと違うんですね、言っている意味は。花壇なんて一つも収益を生まないからだれもそんなのはやらないと思うんだけど、そういうふうの一つの事業としてやる人が出て、それがなおかつ収益にも美観にもプラスになるものがあるだろうと思うんだね。そういうことで、花壇のことを言っているんじゃないんです。

【事務局】　そこは人によっていろいろなご意見があると思いますけど、私どもの基本的な考え方は、河川敷というのは公共のものである。国民全体のものである。特定の人があるところを使って、特にそこで収入を得ておられるということについては、おそらく国民全体の理解としては必ずしも多数ではないのではないかという気がしております。

【委員】　それはおかしいんじゃないかな。

【分科会長】　今の点ですか。

【委員】　はい。私は実際に鶴見川という都市河川の河川敷で高水敷の緑地の管理を。きのうもかなり草を刈ってきました。事柄は、それが畑であるか、何であるかではなくて、緑を残すから放置しておくということはもうできないわけです。アシ原にするためには、アシ原を管理する人が必要なんです。オギ原にするためには、オギ原を管理する人が必要なんです。オギ原を管理するNPOとか市民団体がおりますので、そういうところはオギ原を管理する市民団体に任せていただいて、ホームレスの人はいませんし、野鳥が喜んですみますから、そういう形で考えていただきたい。

畑がきれいかということ、例えば鶴見川なんかの場合には、そこで稼いでいる人たちがたくさんいるんです。無許可で。見た目きれいかといったら、決してきれいではなくて、五目飯状況になって、しかも畑をつくるためのいろんなものを持ち込んでしまう。単純な話ですけど、都市河川の高水敷で葉っぱものが虫に食い尽くされないことができるということは手品みたいなことで、あれはものすごい量の農薬をまいているんです。実は高水敷というのは、見た目はきれいに見えますけれども、チョウチョウとか、いろんな生き物の絶滅地帯になっているので、ぜひとも畑はやめていただきたい。都市の中には、アシ原とか、オギ原とか、自然の状態をただでだって世話するという市民団体がどんどん出てきますから、そういう人たちが管理しやすいようにしていただくのがいい。もちろん行政が管理して1坪の農地をやるというのであれば、それはそれで選択肢かと思うんですけども、自由裁量に任せて扱えるところではないだろうと思います。

【分科会長】 さっき 委員の手が挙がっていましたので、先に恐縮でございます。

【委員】 海外で川を見ていまして、例えばポトマック川のほitoriですと、何もなところもあったり、または人々が散歩とか自転車で走ったりするところもあったり、またはドナウ川のほうに行きますと、ウインドサーフィングしかできないような河川の部分で非常に緩やかにさせている部分とか、裸で川に入りたいというヌーディストクラブの人たちのためにその部分を確保していたりとか、カヌーをやりたいとか、全部分けてあるわけなんです。これはやっていい、これはやっちゃいけないということ、これだけのリストをつくることによって、もっと複雑にしているんじゃないかなという感じがするんですね。それと、日本文化というものもやはり川と非常に密接な関係を持っていて、ここに神社はだめと書いてあるんですけども、弁天様がいて、水というのは非常に日本文化にとって大事なものであるわけですね。ですから、×方式というのはなるべくやめていただいて、その地域の方々がやりたいことで仮設的にできることはすべて検討してさしあげる。その中で一番、例えば先ほどアシの話もありましたけれども、そういうNPO・NGO活動をされている方々が多い地域には、ぜひそういうことをやってくださいとか。個性が全部なくなっちゃうと思うんですね、日本の中で。

堤防の広さというのは、おそらく私たち1人1人が自分の記憶から堤防を見ていると思うんですね。見たことのある堤防。見たことのない堤防というのは想像できないわけですから、みんなが違う。例えば、象さんの絵をかいてくださいといったときに、象さんはすごく鼻が長くてと見た人と、おしりだけしか見なかった人にはしっぽがあつてと、こういうことをやっているような気がするので、×ではなくて、むしろ何もしちゃいけないと。何もつくってもいけないと。だけれども、地域、地域によっては、大勢の方々がボランティアでこういう守り方をしていきたいと。私たちの地域はこういう遊び方をしたいとか。モトクロスまでだめと言われちゃうと、私もオートバイを見に行くのが好きですからね。ですけども、モトクロスができる河川敷はたくさんあるわけですね。別に騒音問題で、夜中まで走るわけじゃないですし、モトクロスにふさわしい地域もあるんじゃないかなと思いますし、この×方式の理由というのが、あまりにも管理し過ぎているのではないかという感じがしますので、もし検討できるのであれば、もう一回この辺を考え直していただけないかなという感じがするんですけど。

【事務局】 先ほどご説明したつもりではございますが、これは一つの選択肢のメニューを示したつもりでございます。個々の地域ごとにどういうふうに認めていくかは、これ

も前回ご説明させていただいたんですが、河川整備計画なり河川環境管理基本計画というのがございまして、ゾーニングをした上で、ある地域は全く占用を認めないようにしよう、ある地域には一定のものは認めないようにしようとかいうことで、誘導することは可能です。これは、地域、地域でやっていただく。私どもがやっているのは、例えば治水上の支障があるとか、大きなくくりの中で支障のあるものについては外していく。ある地域で認めると他の地域は、あっちも認めているじゃないかということで非常に問題になりやすいものですから、大きな枠組みとして認めるものを列挙しておくという形にさせていただきたいということでございますので、個々の川づくりについては個々の地域でできるということで、決してこれは日本一律的にやっているわけではないということをご理解いただきたいと思います。

モトクロス場については、今申しましたように、恒久占用になっているところは、通年で占用しているところは、今、ほとんどございませぬので、これについては一時占用で十分対応できるということで、実態上も支障ないことを確認して進めております。

【事務局】 今、非常に貴重なご指摘をいただいたと思っています。私どもも本来そうでなきゃいかん。ただ、適用になります河川がそれこそ全国たくさんあるわけです。わかりやすく言ってしまうと、直轄で管理しているところならばそれなりのことはできるかもしれませんが、例えば都道府県が管理なさっているところは、非常に数少ない職員の方でたくさんの、延長にしたらものすごく長い河川を管理されているというわけで、基本原則があって、なおかつそのプロセスとして環境管理基本計画を、かつゾーニングまでつくって、それに基づいてというところまでなかなかしづらいという実態上の問題もあると思うんです。したがって、今申しましたように具体的に × をつけるようなことも実態上はせざるを得ない。

ただ、私ども今回の追加の案を内部で議論しております際に、1つ1つの × について、先ほど畑の議論もありましたけれども、治水上、利水上、環境上、悪影響がないようにしよう。具体的にどうなんだと。ぱっと言うと、畑では実はこういうような環境上の問題もあるんですよみたいな話を、もう少し考え方自体をきちっと整理したものを別途つくらないと、しっかりやる事務所もわからないし、県のほうも基本的なお考えがわからないんじゃないかということで、それは別途作業をさせていただこうかなというふうに思っております。

【分科会長】 それでは、時間も押してきたけど、 委員、 委員、それから、

委員も手が挙がっていますから、その順序で。

【委員】 資料4 - 2、4 - 3は、行政としてこの答申を受けて作成するというスタンスだと思いますので、これについては申し上げません。

資料4 - 1でございますが、三が入ったということは私も大変結構だと思いますが、もう1つさらに検討していただきたいのは、許可なく占有している実態に対してどうするのかというのが答申では一言あっていいのではないかと。それがもう1つあって、だからこういうものは占有しますよと、許可しますよと、対だと思っただけですね。ですから、先ほどのご説明で、例えば農地については委員の中に異論があるのは事実としても、現実にある公共空間の治水上、景観上もいろいろありますが、つまり、特定の個人が、あるいは占有するということ自体、それはおかしいのではないかとするのは、当たり前といえば当たり前ですけども、むしろそういうことを言うのが審議会のほうの答申ではないのかなと私は思いますので、認めるべきでないものの基本的な考え方の部分ですね。例示はしなくても、基本的な部分というのはむしろあったほうがいいのではないかと感じいたします。

もう1点は、ぜひ考えていただきたいのは、大都市の、特に政令指定都市がある地域については、市街地の重要な河川は都道府県が管理していき、実質、いろんな整備を市がやっているというケースが非常に多々あります。その際にやはり、都道府県と、政令市と、場合によっては警察等も含めて、ここには資料4 - 5で利用調整に関する協議会というのはあるんですが、ふだんから行政機関でのいろんな連絡・調整をするスタイルのものが必ずしも十分ではない場面もあるような気がしますので、それは何か言ってもいいのではないかと。道州制とか、そういうものへの移行はおそらく相当先ですから、現実には都道府県と政令市と警察、この3者でやっていくというスタイルが当分続くと思いますので、つまり、エアポケットで管理上いろいろ困った事態が生じてないかというのが1つあります。

それからもう1つは、これは要望で、ぜひ実態を一度調べてほしいのですが、私も数カ月前に久しぶりに大阪のアクアラインの船に乗ってみました。乗っている人はほとんど地元の人なんですが、ホームレスを見て、大阪の恥やなど、みんな言っていました。

それは別としまして、淀屋橋の乗る場所のところに鉄骨で杭を打ってありまして、お店をやっている人が明らかに長期間占有しております。これは明らかに占有許可ではないと思いますし、対岸の市役所側には非常に汚いボート遊び場か乗り場みたいなものがありますし、非常に目立つものが幾つかありまして、どういうことでこういうことになっている

のかというところは、日本を代表する川の部分、顔となる場所の一つですので、実態をちょっと調べていただければありがたいなと。そこら辺と河川占用の裏返しの部分が多分見えてくるような気がします。

以上でございます。

【分科会長】 委員、どうぞ。

【委員】 私はもう結構です。

【分科会長】 じゃあ、委員。

【委員】 最後の三で(1)(2)と書いてあるところは、重要であるということで書いてありますが、もう少し前のほうに上げられないかと思えます。つまり、手続規定の中に書き込めないか。市町村と協議する手続を進める際にあらかじめ、河川管理者が例えば統一的な河川観を持つとか、あるいはゾーニングを定めておくことも必要なのではないか。説明だと、小さな川まではゾーニングできないよというんですが、考え方によっては都市部の河川群とかっていうゾーニングの仕方もあるでしょうし、それぞれの地域の個性、河川の個性、それらを踏まえて、どういう施設が占用許可の対象になるかというのを地域、地域が考える機会を一たん持つようにしたらどうかなというふうに思います。

先生のお話は、占用というより、河川敷地に学習・研究ゾーンというのがあればよいのではないのでしょうか。そうすればどこの研究者は占用していて、どこの研究者は占用してないとかっていう問題も起きません。いわばそういう研究・自然観察ゾーンみたいなところは、やたらに物をつくらせないゾーンとして流域内であらかじめ意思決定してあれば、むしろそっちのほうの方が自由に研究できるのじゃないかなというふうに私は思いました。

以上です。

【分科会長】 委員、どうぞ。

【委員】 大阪の淀屋橋のところですが、昔から広島から海を渡ってきたカキ船が大阪の川には全部ありまして、道頓堀にも、淀屋橋にも、ずらーっと昔からカキ船で、あそここの川で大阪の人はカキを食べていた。あれはそれのわずかな残りなんですね。今は川が臭くて、とても江戸時代のように川を見ながらカキを食べるというようなことはできなくて、だから、固定されて、窓は閉めて、クーラーをつけてカキを食べるというものの残存がそこにあるわけでございます。そういったものを残すかどうかは別にしまして、その当時、昭和30年ぐらいまでは、ああいうふうに皆さんが川で遊んだり、川のほうを向いて川を使っておられた、あれはそれの名残なんです。皆さんが川を向いていたのを、今、堤防が

ものすごくなくて、まさに淀屋橋のところも高い堤防でやっているわけで、皆さんがどのように川のほうを、まちの人が川のほうに向くのかと。あの力キ船はよかったねと。じゃあ、どうしたらみんながもっと川を使えるのかねというふうに考える。あの力キ船をどうするかというふうに考えたときに、あれを撤去しようということももちろんありますけれども、それをどうしようかというふうに向いていただくのがいいと思います。

ですから、資料4-1の三の(3)というのを入れていただいたことは非常にいいのではないかと思います。この表現でいくと、「地域の議論を十分に反映する手続についての検討」ということになっているわけですが、むしろこれは受け手なんですね。受け身の表現になっていて、地域の人はどう考えるか、それを受けようじゃないかということなんですけれども、むしろ河川管理者はもう少し前を向いて、どうしたら地域の人々が川のほうを向くのかという施策を講じるべきであるというふうな前向きな表現になると、単に管理するんだというんじゃなしに、まちづくり、地域づくりのためにこれをやるわけですから、そういう観点に立てば、河川管理者は積極的に住民を川に向けるということの施策を講じるべきであるというふうな、もう一歩前を向いていただくと、この三はいいかなというふうに思います。

【分科会長】 ほかに。

委員、どうぞ。

【委員】 何点かありましたが、時間が迫ってきておりますので、2点に絞って申し上げます。

社会実験についての記述があります。実験の効果はどのように測定するのかというのはその内容によって変わると思うんですけども、あくまで社会実験ということで特例なわけですね。その特例をどういうふうに原則にしていくのかという手続きがちょっと見えにくいと思います。実験をするということは、何か確かめるために実験をするわけですね。私どもも今ちょうど、御被川という石川県の川で浄化実験の施設を占用させていただいて実験中です。将来的には恒久的にそれを設置するためにどういう形がいいかを探るための実験をしているわけです。社会実験というふうにをつけてちょっとあいまいにすればどうかというのが幾つかありましたが、例えば、×になっている朝市やフリーマーケットは公益性が認められないけれども、社会実験のオープンカフェは良くて、社会実験の朝市はだめなのか、というところがちょっと疑問に思いました。

あと1点ですが、社会実験の手続きという意味で評価というものが関わってくると思い

ますが、NPOが市町村から委託を受けて管理をした場合にも同じく評価の問題が入ってくると思います。あくまで委託ですから、市町村のかわりにNPO法人が事業を行うという意味で、それは協働事業になると思います。その協働の質をどういうふうに評価していくかというのが問題になります。おそらく各事務所が結果を公表できるようにするという部分がそうなんですけど、公表した結果を次のところにどう活かすのか、ということも少し踏み込んでいただければいいと思います。

あと、蛇足ですが、統一的な河川観を持つべきだというふうに記述されていますが、私は、河川管理者がそういった暗黙知であり伝達が困難なことを統一的に持っていくことはほぼ不可能だというふうに考えております。それは、むしろ地元で、この川は自分の川だというふうに思っている方々がやるべき仕事ではないかと思います。公共性はみんなのものだというふうにおっしゃっていましたが、「みんなのもの」と言った時点でだれのものでもなくなってしまっている川がたくさんあります。私は自分たちの川のことを自分のものだというふうに思っておりますので、そういった方がそれぞれの川に増えていくというところを目指していくべきではないでしょうか。

以上でございます。

【分科会長】 時間が迫っていますから、事務局の説明は略して、 委員、どうぞ。

【委員】 今の社会実験の話なんですけど、おそらく社会実験という表現からすれば、ここにある項目以外も、 委員からも出てきたように、さまざまなユーザー側の要請、社会からの要請が出てくるだろうと思うんですね。ですから、局長の通達がどうなるかわかりませんが、資料4-1にありましたように、「地域の意見を十分に反映する手続について検討が必要である」と、ここら辺をもう少しきちんとオーソライズできると。包括占有の問題もやっぱり自治体レベルだけの話になっちゃうので、川は、連続した利用とか、いろんなものが考えられると思いますので、ここら辺をもう少しクリアにできるといいかなということでもあります。

【分科会長】 委員、どうぞ。

【委員】 時間がないので10秒ぐらいでと思っているんですけど、1点だけ申し上げますと、トイレの話は、私もトイレは安易につくってほしくないというふうに思っています。防犯上も非常に問題があるということと、それから、ホームレス対策について検討中ということなので、罰則じゃなくて、もう罰則は機能しませんので、即時強制とか、行政上の強制措置ですね。こっちのほうをぜひ、場合によっては議員立法でも構わないので、

少し考えていただきたいなというふうに思っております。

【分科会長】　　まとめて、事務局、何かありますか。

【事務局】　　社会実験ですが、ちょっと説明を省略しました。資料4 - 2の横長の新旧対照表の2 - 7ページを見ていただきますと、「局長通達の定めるところにより、社会実験が行えることとする」とあります。2項のほうで、「実験の結果については、適切に評価を行い、その結果をこの準則に反映させるものとする」という規定がありまして、あくまで評価。ご指摘のとおり、評価の具体的な内容はまだ詰まっております。その点についてはよく詰めていきたいと思っておりますが、臨機応変にできるものとしては、こういう形で小刻みにやっていきたい。その際に地域の意向をどういうふうに反映させるかという点も、これから検討させていただきたいと思えます。

即時強制等については、現行の河川法でもかなりのことができますので、先ほど申したホームレスの問題等については、もう少ししたら実際の運用が始まるかと思えますが、その辺も見守っていただきたいと思えます。

【事務局】　　1点だけよろしいですか。

【分科会長】　　どうぞ。

【事務局】　　今の社会実験で評価をしようと思っているポイントは、管理の現場で常に遭遇するのは、既得権益化するということです。今回の社会実験は営利を認めていますので、なおさら不当利得的な形で既得権益化することを恐れているということで、そこがそうならないような仕掛けというのを今動かしている2つについてはそれぞれ工夫をしています。その成果について見てみたいというのが一番のポイントでございます。

【分科会長】　　よろしいでしょうか。

それでは、一通り議論、これは尽きないわけですが、きょうは時間も超過いたしましたので、この辺で議論を閉じたいと思えます。

そこで、本日いろいろご議論いただきましたので、これらの意見を踏まえて必要な修正を施しまして、その修正をした後でパブリックコメントにかけて、そして、次回の分科会において最終的な答申を取りまとめる。こういう段取りで参りたいと思えます。

最後に、本日の議事録につきましては、内容について各委員の確認を得た後、発言者氏名を除いて、大臣官房広報課及びインターネットにおいて一般に公開することといたします。

本日の議題は以上でございます。これをもちまして、分科会を終了させていただきます。

ご苦労さまでした。

【事務局】 ありがとうございます。

お手元の資料につきましては、もちろんお持ち帰りいただいて結構でございますが、郵送をご希望の方は、そのまま席のほうに置いていただければ、後ほど送らせていただきます。

了